

奈良県国民保護計画の変更について

平成19年2月20日

[今回変更した箇所]

7頁

【指定地方行政機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
第五管区 海上保安本部	(略)

【指定地方行政機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
第五管区 海上保安本部	(略)
近畿地方環境 事務所	1 有害物質等の発生等による 汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状 況、がれき等の廃棄物の発生 量の情報収集

20頁

・第2の3の(1)

消防防災課職員及び

防災統括室職員及び消防救急課職員並びに

24頁

・第2の2

防衛庁

防衛省

31頁

・第4の1

(以下「安否情報省令」という。)

第1条に規定する様式第1号

(以下「安否情報省令」という。)

第2条に規定する様式第3号

32頁

・第4の3

安否情報省令第1条に定める

安否情報報告書様式第1号

安否情報省令第2条に定める

安否情報報告書様式第3号

47頁

・第1の2

消防防災課職員

消防防災課

防災統括室職員及び消防救急課職員

防災統括室

48頁

- ・ 第1の3の(5)

消防防災課

防災統括室

49頁

- ・ 第2の3の表中

消防防災課員

防災統括室職員

消防救急課職員

51頁

- ・ 第1の(3)及び(4)

(消防防災課職員)

(防災統括室職員及び消防救急課職員)

53頁

- ・ 第1の5の(3)

防衛庁長官

防衛大臣

55頁

- ・ 第3の1

防衛庁長官

防衛大臣

防衛庁

防衛省

56頁

- ・ 第3の2

防衛庁長官

防衛大臣

80頁

- ・ 第2

安否情報省令第1条に規定する

様式第1号

安否情報省令第2条に規定する

様式第3号

- ・ 第3の1の(2)

安否情報省令に規定する様式第2号

安否情報省令に規定する様式第4号

- ・ 第3の2の(1)

安否情報省令第3条に規定する

様式第3号

安否情報省令第4条に規定する

様式第5号

81頁

- ・ 第3の2の(2)

様式第3号

様式第5号